

■ 上野原市葬斎場のご利用について 市外利用者用 ■

☆使用申込み☆

(1) 上野原市の住民以外の方が「上野原市葬斎場」を使用する場合は、現在の死亡届を提出された市町村が発行した「火葬許可証」を上野原市役所市民課へ提出し、上野原市が発行する「葬斎場使用許可証」の交付を受けてください。この際、住所地の市町村長が発行した「火葬許可証」は上野原市がお預かりします。

☆料金支払い☆

「葬斎場使用許可証」の交付は、使用料と引換えになりますので、お支払ください。

《葬斎場使用料》(市外者)

- ・12歳以上 50,000円
- ・12歳未満、死亡した胎児、改葬 30,000円

☆申込み先☆

使用前日の午後5時までです。申込み先は、上野原市役所市民課へお願いします

TEL 0554-62-3112 内線113

☆葬斎場の利用時間と来場時間について

	9時枠	11時枠	13時枠	15時枠
利用時間	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00
来場時間	<u>8:00～8:15</u>	<u>10:00～10:15</u>	<u>12:00～12:15</u>	<u>14:00～14:15</u>

火葬執行には約1時間から1時間30分ほど要しますので、すみやかに執行できるよう、必ず、上記来場時間の間に上野原市葬斎場に来場いただきますようお願いいたします。

※利用者の方には利用時間をお守りいただき、また前の枠の利用者が駐車場内にいる場合には、全ての車両が出てから敷地内に進入いただきますようお願いいたします。

☆持参するもの

死亡届を提出された市町村で発行された『火葬許可証(葬斎場使用許可証)』を必ずご持参ください。

☆受入可能な棺

火葬受入の棺の大きさは横幅60cm×高さ45cm×長さ205cm以内となります。

☆副葬品について

副葬品(故人の愛用品等)によっては、ご遺骨への付着や損傷したり、火葬執行に支障をきたす原因となる場合があります。また、ダイオキシン類発生の原因となる場合があるので、お控えいただきますようお願いいたします。

裏面へ続く

特に次のような物品にご注意ください。

○心臓ペースメーカー

火葬中に炉内で破裂し、ご遺骨を破損、設備の故障の原因となり、予期せぬ事故を起こす危険があります。必ず事前に病院に対し除去の依頼をお願いします。

ただし植込み型除細動器（ICD）等、医師により取り除くことが困難な場合は、必ず事前に申し出てください。

○ガラス・プラスチック類

炉内が高熱になり、ガラス・プラスチック類が溶けてご遺骨に付着したり、変色する場合があります。

プラスチック類はダイオキシン類発生の原因となることがあります。

○厚手の布団・本・ドライアイスなど燃えにくい物

火葬に時間を要するため、ご遺骨まで燃え尽きてしまう恐れがあります。

特にドライアイスは、出棺時に取り除いておいてください。

☆収骨時の注意

火葬が終了後、収骨室で収骨の準備をいたします。お骨とそれを受ける骨受皿が高温で大変危険なため、葬斎場係員の案内があるまで待合室でお待ちください。なお、ご遺骨をお拾いになる際もご注意ください。特にお子様の行動には気配りをお願いいたします。

☆その他のお願い

- 葬斎場には接待する係員は配置しておりません。セルフサービスにご協力ください。
- 給湯設備を設置しており、ご自由に使用いただけます。その際、感染症対策や後に使用するお客様のためにも、使用後の清掃・整理整頓にご協力ください。
- 休憩中に発生した生ゴミ等はお持ち帰りください。ただし、空きビンや空カンは指定の容器に入れることができます。
- 通常の火葬は一組のお客様でご利用いただいておりますが、稀に別のお客様と重なることがございます。このような場合は、休憩室を共同でお使いいただくことをご容赦ください。
- 葬斎場内では葬斎場係員の指示に従ってください。
- 骨壺は使用者が用意してください。
- 献花のための花瓶は2個あります。花を飾る方は、ご準備ください。

☆火葬が終了したら

火葬が終了し、葬斎場係員が葬斎場使用許可証に執行時間の記入と執行済印の押印があり、返却されます。火葬終了後すみやかに葬斎場使用許可証を上野原市役所市民課窓口（休庁日は日直）までご持参ください。その際、上野原市市民課（休庁日は日直者）で預かった、住所地で発行した「火葬許可証」に火葬執行済の証明をしてお返ししますので、必ず受け取ってください。